議事(1) 札幌市子ども・子育て支援事業計画のうち教育・保育部分の見直しについて

N	0	委員名	資料 番号	質問	回答	担当部
]	1	大場 信一		保育ニーズについて区ごとの調整は、どのように行われていますか。(第1希望、第2希望などの把握が行われているのか)	ニーズ調査では、保護者が利用を希望する保 育施設が所在する行政区ごとに年齢区分別で保 育ニーズ量を推計しています。	子ども未来局 支援制度担当部
2	2	大場(信一)	資料 1	いわゆる「待機児童」について、札幌市の定義があ るのでしょうか。 (定義によっては、実態との乖離も 考えられる)	待機児童については、厚生労働省が指定した 集計方法による「待機児童」が定義されている のみで、札幌市として定義しているものはあり ません。 なお、この厚生労働省の定義する待機児童に は該当せず、かつ保育所等への入所を希望しな がら入所を待機している児童については、マス コミ等でいわゆる「潜在的待機児童」等と表現 されています。 札幌市においては、この「潜在的待機児童」 についても公表しており、そこには例えば、幼 稚園の一時預かり等の保育サービスを利用しな がら、希望する保育所への入所を待っている児 童等が含まれています。	子ども未来局支援制度担当部

No	委員名	資料 番号	意見	札幌市の考え方	担当部
1	椎木 仁美	資料 1	「札幌市子ども・子育て支援事業計画のうち教育・保育部分の見直しについて」に関しまして、市民の需要と事業者の安定的経営の両面からの検討を要するものと理解した。これらの観点のほかに、各事業所において、保育者の確保が非常に困難であり、市民の需要があっても保育所の本来の定員を受け入れられない場合があるという情報を聞いたことがある。よって、保育者確保の困難さについてもよりいっそう重要な視点として取り組むことが望まれる。	保育ニーズに対する供給量の確保に 当たっては、保育現場の担い手である 保育人材の確保についても重要である と認識しております。保育人材確保に 当たっては、就業継続や潜在保育士の 復職支援のほか、保育士を目指す次世 代の育成の3つの観点を基本として、 各種取組を進めてまいります。	子ども未来局 支援制度担当部
2	林 亜紀子	資料 1	就学前保育の供給にはさまざまな形があり、子ども・子育て支援新制度移行の際には「さまざまなニーズに応える」「選択肢が増える」と謳われていた。供給量に企業主導型保育なども位置付けられているとの説明があった。様々なかたちの供給方法がひとくくりになり計算されているということは、供給量に余裕がなければ、結果的に、利用する側が希望する・しない以前に「入れる園」にしか入れないというように選択肢がなくなることになるので、供給量の絶対量に余裕をもつこと、供給量として見込む園の運営を支援することの両方が自治体に求められていると考える。利用する側の保護者と子どもが居住する地域からできるだけ切り離されないように、通える範囲の供給量を確保することも大切だと考える。	ニーズ調査では、保護者が利用を希望する保育施設が所在する行政区ごとに年齢区分別で保育ニーズ量を推計しており、各区分における保育ニーズ量に対し必要な供給量の確保を進めているところです。 引き続き、多様化する保育ニーズに対応できる保育環境の整備を進めていくほか、保育人材確保や保育所のICT化推進のための保育システム導入、事故防止のための備品購入に対する補助を行う等、保育所運営のための支援施策も継続してまいります。	子ども未来局 支援制度担当部

議事(2) ひとり親家庭等自立促進計画について

No	委員名	資料 番号	質問	回答	担当部
1	大場(信一)	資料 2-1 2-2	住まいの確保について、どのように考えていますか。 (住宅の確保や維持、生活支援など地域生活を支える居住支援への配慮の検討)	第4次自立促進計画では、生活支援 の推進に関する取組として、母子生活 支援施設での支援、市営住宅入居の優 遇措置、ひとり親家庭を含む住宅確保 要配慮者への賃貸住宅に関する情報提 供の3事業を行っているところです。 今後も必要な支援について検討して まいります。	子ども未来局子育て支援部
2	大場(信一)	資料 2-1 2-2	子ども虐待対策において、母子生活支援施設の果たす役割機 能は大きいと考えています。対策における位置づけがどのよう に考えられていますか。また、機能充実に向けた考えがあれば 示してほしいです。	母子生活支援施設では、経済的な困 窮や心身の不調等で困難を抱える母子 を一緒に受け入れ、自立促進のための 支援を行っております。 今後DV被害者支援における施設の24 時間対応など、母子生活支援施設の機 能強化の方向性について検討してまい ります。	子ども未来局子育て支援部

No	委員名	資料 番号	意見	札幌市の考え方	担当部
1	椎木 仁美	資料 2	「ひとり親家庭等自立促進計画について」に関して、養育費の確保及び適切な面会交流の推進の項目がありました。これらについては、弁護士が離婚調停等の法律実務において日頃から専門性をもって取り扱っている事項であり、札幌弁護士会内に関連委員会がありますので、連携や意見交換などを試みることもありうるのではないかと考えました。	貴重なご意見ありがとう ございます。 今後事業を進めるにあた って、連携や意見交換などに ついて検討してまいります。	子ども未来局子育て支援部
2	林 亜紀子	資料 2	ひとり親家庭では、就学前・就学後の児童は必然的に「保育に欠ける」 状態になり保育園・学童保育を利用します。保育園を利用する費用は応能 負担の考え方がとられていますが、学童保育の利用料についても、応能負 担の考え方を取り入れ、ひとり親家庭の負担を減らすために民間放課後児 童クラブの利用料に対する減免措置を拡充するなどの対策が望まれます。 働く保護者のいる家庭が、地域に根差して孤立しないよう、配慮がなさ れる施策をお願いしたいと思います。民間児童育成会の保護者会などを、 地域に顔見知りの輪を拡げることで世帯が孤立しないために活用すること が考えられます。	貴重なご意見ありがとう ございます。 今後の放課後児童健全育 成事業推進に向けた検討の 参考とさせていただきます。	子ども未来局 子ども育成部

報告(1) 評価ワーキンググループによる評価報告書の手交について

	/ 貝門及び川	- ,			
No	委員名	資料 番号	質問	回答	担当部
3	伊藤 紘子	資料 3-2	自身の経験として、住民票は他市町村にあり、札幌での里帰り出産となりました。 妊娠悪阻で産前から産後もしばらく体調が悪く、ほとんど外出できない状態で、病院の検診に行くことも辛い状況でした。 不安・葛藤等色々あったが、相談窓口についての情報も調べることもできず、入ってこなかったため、相談できる先がありませんでした。 そこで、里帰り出産の場合、札幌に滞在している人向けの産前産後の支援及び情報提供の媒体としてはどのようなものがありますか。	各区保健センターでは、妊娠期から子育で期における相談支援を行っており、里帰り出産の方も対象としております。不安や葛藤など様々な相談については電話や来所でお受けするほか、希望される方には妊婦訪問も行っております。 本事業については、さっぽろ子育で情報サイト(市ホームページ)において情報提供しております。	保健福祉局保健所
4	伊藤 紘子	資料 3-2	評価報告書 P39 にある「ハイリスク妊婦」、P5 にある「ミドルリスク妊婦」の定義について教えていただきたいです。	「ハイリスク妊婦」とは、望まない 妊娠・DV・経済的困窮などにより出産 後の養育に心配があり、出産前におい て特に継続的な支援が必要と認められ る妊婦となります。 「ミドルリスク妊婦」とは、ハイリ スクまでには至らないものの、妊婦の 心身の健康状態や育児環境などからハ イリスク妊婦に準じた継続支援が必要 な妊婦としております。	保健福祉局保健所

② 意見

なし

報告(2) 子どもの生活実態調査の調査結果中間報告について

No	委員名	資料 番号	質問	回答	担当部
1	林 亜紀子	資料 4	市民アンケートの成果指標で「区役所の相談窓口に 子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合」の目標値が0%であり、かつ着実に達成に向かっていることは成果として評価します。 そのほかの指標の、子どもがいる世帯のうち家計がギリギリまたは赤字の世帯の割合の目標値が50%、ひとり親の就業者に占める正規職員の割合の目標値は45%ですが、この値が目標とされたのはどのような理由からでしょうか。	いずれも現計画策定時の目標値ですが、「子どもがいる世帯のうち、家計がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合」については平成28年度実態調査時の数値が62.6%であったところ、全体の半数の世帯である50%を目標値として定めました。「ひとり親家庭の親(母子家庭)の就業者に占める正規の職員の割合については、同時期に策定した「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の成果指標の目標値と合わせており、具体的には、ひとり親家庭を対象に実施したアンケート結果で、母子家庭の母親が希望する雇用形態として正社員・正職員が65.4%であり、その7割である45%を目標値としました。	子ども未来局子ども育成部

No	委員名	資料 番号	意見	担当部
1	林 亜紀子	資料 4-2 4-3	子育でに関する制度やサービスの利用状況について「子ども食堂」と「学習支援」について設問されているが、「利用する必要がなかった」「利用の仕方がわからなかった」「制度やサービスについて知らなかった」「制度やサービスがなかった」という回答が多くありました。 学童保育(放課後児童クラブ)が十分に機能するものとして市内にあまねく存在していれば、「こども食堂」や「学習支援」の必要性は低かったと考えます。なぜならば、働く保護者を持って「保育に欠ける」状況の子どもに対して補食を保障すると同時にそれを用意する力や居住環境を整えたり共に生活する仲間と折り合いをつけたりする力、学校の学習活動と放課後の自主学習との連関を作る力を適切な育成支援によって育むことは、学童保育(放課後児童クラブ)の従前からの役割だからです。もちろん、子ども食堂や学習支援のさらなる充実を拒むものではありませんが、既存の学童保育(放課後児童クラブ)が上記の育成支援を確実に行えるように条件を整えることも重要と考えます。	子ども未来局子ども育成部
2	林 亜紀子	資料 4-4	この「支援者ヒアリング 意見まとめ」に、課題が凝縮されていると感じました。 なかでも、2の(1)支援対象となる家庭の保護者の状況や課題と(2)支援対象となる家庭の子どもの状況や課題を付け合わせてみると、保護者が経済的生活の維持に精一杯になり、生活文化の継承が抜け落ち、子ども世代への継承がマイナススタートとなり連鎖していることが読み取れます。学童保育(放課後児童クラブ)が子どもにとって「遊び及び生活の場」であることを制度として運営指針に則り確実に実施することで、ゆるやかな社会的養護として機能し、スティグマのハードルも限りなく引き下げながら、地域社会のなかでの生活をサポートすることができます。放課後児童クラブという制度は、ヒアリングの回答にあるような「自信のなさ、不安の高さ、情緒の不安定さなど主に環境に起因する情緒的な影響がみられる」子どもに対してほっとできる人的環境を用意し、たとえ保護者が継承困難であっても基本的な生活習慣や生活リズムを仲間との生活のなかで獲得するよう機能することが求められて	子ども未来局子ども育成部

No	委員名	資料 番号	意見	担当部
			いる制度です。そう機能するように整えることが、家庭と子どもを支援しようとする自治体の役割と考えます。 (6) 今後必要となる支援や施策の最後の行に「子育てをしながら安心して働くことができる環境が必要」とあります。本市では放課後児童クラブを利用する市民の経済的負担のハードルは、児童クラブを利用する限り、他都市に比較して抜きんでて低いにもかかわらず、こう書かれていることの意味を考えたいと思います。子育てしながら働くことが地域から孤立することにつながっていないか、子どもが放課後生活で身につける生活習慣や補食の在り方などに保護者が目を配ることが困難になっているときに何が支援になるか、子育てしながら働く保護者が、励まし合って支え合う同じ立場にいる知己をどのように得ていけばよいのか。放課後児童クラブを、基準はもとより運営指針に則って実施することが求められていると考えます。	

報告(3) ヤングケアラーに関する実態調査について

① 質問及び市担当部からの回答なし

No	委員名	資料 番号	意見	担当部
1	齋藤 優希	資料 5-1 5-2	会議内で提言してくださっている方がいたが、ヤングケアラーが生まれる要因は、子どもだけをケアすることでは根本的解決にならず、その発生源である家庭そのものを救出しなければなりません。なぜなら、ヤングケアラーを担う子ども達は、親や世間からしたら聞き分けの良い、一見問題の無い子どもであり、保護者からしても家事を手伝ってくれることは家族の一員として至極当然のことだと感じているからです。 そのため、家庭内暴力等とは違い、家族間でも外部に助けを求める必要が無く、子どもの犠牲だけで家庭が回っていきます。 それらを防ぐには、児童虐待の例や、デートDVの例などがポスターCM、テレビ番組で知らされているように、まずは保護者や子ども達に「家庭でこんな役割を子どもが担っていませんか?」「それを解決するにはこのような支援があります。」という注意喚起をすべきではないでしょうか。少しでも家庭が異常であると気付かせるためです。 また、ヤングケアラーの家庭はシングルペアレントなど、ある程度の共通点があるはずです。そのような家庭は陥りやすい問題であると認識し、例えば学校に専任のスクールカウンセラーをつけ積極的にアプローチをすることで、子どもや親からの SOS を待つではなく、こちらから生活について話を聞く機会を設けてあげるべきだと感じます。	子ども未来局子ども育成部

No	委員名	資料 番号	意見	担当部
2	五十鈴 理佳	資料 4-4 5-1 5-2	支援者ヒアリング意見まとめ(資料4-4)・ヤングケアラーに関する実態調査結果(資料5-1、5-2)についてなど今回も何度も読み返し今後の活動への学びに生かしていきたいと考えています。 (資料5-1、5-2について) 小学生への聞き取りがなかったことが残念でした。児童委員が関わっているケースは長期にわたることが多く、小学校時代を含め中学・高校へと家庭も子どもも変化していく状態を目の当たりにしながら地域として関わっています。家の手伝いをしてくれて助かる、という親の声に素直に応えたいという思い(低学年の刷り込み)があります。地域の活動は、行政や民間の仕事とは別の「地域での日常を見守る事」だから可能なことでもあります。 (資料4-4について) 松本先生がおっしゃっていた通り、子どもの問題と平行して大人・家庭の困っている問題(しょうがいや貧困、養育困難、養育放棄)に途を作らなければ解決にはならないということ。そして、コロナ禍での相談に関して、「あまり変化はなかった」という結果に対しては、こぼれてしまっている(回答も出来ずにいる)家庭が多いのだなとしか受け取る事はできませんでした。コロナ禍で行政の保健担当の多忙を責める気持ちはもちろんありませんが、職員数が追いつかないことで、相談が進まない・転居したためなどで区をまたいでの支援が途切れてしまう・担当者によって対応が異なる・・となっては以前の問題が何の進歩もない?の状態が現実です。コロナなどの長期的に対策が必要な問題が生じても、しっかり機能する行政であってほしいと考えます。 ヤングケアラーにも関連して、コロナ感染で入院した一人親家庭の母親、行政(児相など)は、高校生の長女がいること・離婚した父親が時折訪問する事などを理由に小学生4人中学生1人の生活・各種の手続き・入院に当たっての準備などを長女に任せて良しとしました。10年近く関わり続けている家庭ということもあり、一緒の時間を過ごしたが、もう我慢しなくていいよ、と今まで以上に声をかけ、結	子ども未来局子ども育成部

No	委員名	資料 番号	意見	担当部
	果本人(娘)からの一時保護希望から小学生の保護へと動くことができました。 官民一体が現実に沿うものであるように、地域としてもアンテナを高く今困っている家庭に寄り ことができるよう学びを続けたいと考えています。			
3	林 亜紀子	資料 5-2	報告書 39 ページの「世話をしている家族がいると回答した生徒からの要望」の、上から7つ目の要望を、深く受け止める必要があると思います。ケアラー自身が家庭の生活者の一員として家族のケアにやりがいや楽しさを感じていることは調査に表れていました。そのことを踏まえ、ケアラーが怖い思いをしてしまわないように、距離と節度を保って見守ることと同時に、必要とされたときに機敏に動ける支援が求められていることが、この回答に込められていると考えます。 支援があくまでも受援者である子どもの主体性を損なわずに行われる体制が必要とされているのだと、この回答を拝見して強く思うものです。	子ども未来局 子ども育成部

報告(4) 各部会の決議状況

① 質問及び市担当部からの回答なし

② 意見

なし

情報提供 令和4年度子ども・子育て関連の事業概要説明

(1) 質問及び市担当部からの回答

No.	委員名	資料	質問	回答	担当部
No	安貝石	番号	其 [D]	凹台	선크라
1	林 亜紀子	資料8	「拡充」とされている生活困窮者自立支援の「札幌まなびのサポート事業の通年化」ですが、現在でも通年で行うことはなされているようですが、週1回2時間程度の実施を拡充することを指しているのでしょうか。	現在は、単年度契約にて実施をしているため、毎年6月からの事業開始となっています。そのため、令和4年度から事業者と複数年契約を締結し、4月・5月についても事業を実施する通年化を行うことで、切れ目のない学習支援を提供していきます。	保健福祉局 保護自立支援担 当部
2	林 亜紀子	資料8	「義務教育学校」は、「校舎が一体、概ね小中同一校区といった条件の整う地域に設置予定」とあります。掲載されている福移、定山渓、真駒内のほかに想定されている地域はありますでしょうか。今後の学校改修・建替・統廃合などに関連して、義務教育学校は増えるのでしょうか。	現在、義務教育学校への改編を予定しているのは、ご質問にある3地区に加え、地域からのご要望に基づき、青葉中学校と新札幌わかば小学校につきましても義務教育学校への改編に向けた検討を開始することとしております。 今後の見込みですが、建替えや統廃合にあたって、校区や校舎の条件が満たされる場合については、義務教育学校への改編を行うこととしております。	教育委員会学校教育部

(**2**) **意見** なし